

教務厚生常任委員会 行政視察報告書

日 程 平成 29 年 10 月 25 日（水）～平成 29 年 10 月 27 日（金）

視 察 地 北海道函館市 : ぱーそなるすけっち・療育カルテについて (10/25)
青森県つがる市 : 市立図書館について (10/26)
青森県青森市 : 清掃工場について (10/27)

北海道函館市：ぱーそなるすけっち・療育カルテについて

1. 視察目的

函館市では平成 17 年 4 月施行の発達障害者支援法を受け、子どもの成長発達過程において障がいやその疑いのある子に対し、早期に発見し適切な支援を行うことにより大きな効果が得られることから、小冊子「ぱーそなるすけっち」、「療育カルテ」を平成 20 年度に作成した。その作成経緯や利用状況及び効果や今後の課題等について視察し、本市の乳幼児からの子ども支援の取り組みの参考にしたいと選定した。

2. 視察事項

(1) 作成に至った経緯について

子どもの成長過程において障がいやその疑いのある子に対しては、早期に発見し早期に適切な支援を行うことにより、大きな効果が得られることから、1 歳 6 ヶ月児や 3 歳児を対象とした乳幼児健康診査は重要な機会であり、そこで指摘した発達の遅れ等から次の専門機関での診察、診断および児童発達支援等の療育機関を利用するなど専門的な支援に結びつけていくことになる。

市内において、発達障害を専門とする医療機関の受診には、多くの時間を要する実態であり、待機している間の児童の生活や成長発達等および保護者の理解を深め育児を少しでも支援するため、わかりやすい情報提供が必要であるとの判断から作成することとした。

(2) 「ぱーそなるすけっち」・「療育カルテ」とは

「ぱーそなるすけっち」とは、発達障がいについての理解を深めるとともに発達障害についての相談窓口を紹介することを目的に作成され、発達障がいがある方が身近にいる関係者や広く発達障がいに関心のある方々はもちろんのこと、市民の皆様が発達障がいについての理解を深めることに少しでも役に立ち、活用して頂くことを目的とした冊子である。



「ぱーそなるすけっち」

「療育カルテ」とは、一人の子どもの成長・発達へのより良い支援のために活用され、療育・教育・医療等からの支援を一貫・連続して行えることを目的としており、その目的を達成するための一つの方法として存在する。5枚の基本シート（生育・医療・教育・療育・社会生活）からなり、その時々の支援、教育に携わる専門家と家族が記載していく冊子である。

冊子の内容は、1. どのような障がいであるのか、2. どのような接し方をするとよいのか、3. 地域の支援体制について、4. より良い支援を目指して、療育・教育・医療等の一貫・連続して行うため作成した「療育カルテ」についての解説、5. 保護者への支援、行動で気になること、育てにくいことなど不安に感じている場合等に参考にできるよう、手に取りやすく親しみやすいように配慮している。

（3）療育カルテの利点

子どもと家族にとって

- ・家族からの発信で子どもに関する情報が一元化し、共有され、子どもの共通理解が図られる。
- ・情報の共有によって、子どもへの丁寧な支援や教育が可能になり、子どもと家族の願いや思いを大切に引き継ぎがされていく。
- ・家族と関係者が一同に介した引き継ぎがしやすくなる。
- ・地域の関係機関との連携がスムーズになり、地域社会への理解が促進される。
- ・緊急時に子どもの情報がすぐに把握でき、素早い適切な医療・療育・保育・教育等の支援を受けやすくなる。
- ・行く先々の窓口で同じことを何度も説明しなくてすむ。
- ・子どもと巡り合う関係者や関係機関が、子どもと家族を中心に連携することで、子どもの生涯の一貫・継続した支援・教育が可能となる。
- ・子どもの自分史となり、親亡き後も引き継がれる。

子どもと関わる機関にとって

- ・家族との信頼・協力関係が築きやすくなる。
- ・子どものこれまでのトータルな情報が把握できる。
- ・これまで、どの機関でどのような支援・教育を受けてきたかが把握しやすくなる。
- ・療育・保育・教育の取り組みや支援の積み上げを次の担当者や機関に引き継ぎやすくなる。
- ・子どもへの支援や教育が一つの線で繋がっていく。

（4）作成年度および経費

- ・作成年度：平成20年度（障害者自立支援対策臨時特例交付金、障害児を育てる地域の支援体制整備事業）【負担割合 国 10/10】
- ・作成部数：1,000部
- ・作成経費：1,145千円（決算額）

※平成21年度以降からは市の単費として作成し、平成27年度決算では874,800円となっている。なお、平成28年度は「ぱーそなるすけっち」の在庫があるため、冊子の作成はしていない。

(5) 出生児数および乳幼児健康診査の状況について

(単位：人)

年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
人口	263,706	269,864	272,848	275,813
出生児数	1,455	1,645	1,651	1,701
乳幼児健康診査				
1 歳 6 ヶ月児				
対象児	1,622	1,605	1,879	1,750
受診児	1,554	1,530	1,767	1,639
発達障がいを疑われた子	<u>155</u> (10.0%)	167 (10.9%)	注) 187 (10.6%)	50 (3.1%)
3 歳児				
対象児	1,686	1,701	1,746	1,820
受診児	1,578	1,617	1,545	1,635
発達障がいを疑われた子	<u>201</u> (12.7%)	186 (11.5%)	197 (12.8%)	217 (13.3%)

注) 平成 26 年度からフォロー基準を見直したことにより、発達障がいを疑われた子が平成 25 年度と比較して多くなっている。

傾向として人口や出生児数は年々減少しているが、発達障がいを疑われた子の数は受診児に占める割合が概ね一定程度で推移している。年度によっては若干のばらつきがあるが、フォロー基準の見直し後も 1 歳 6 ヶ月時では、概ね 11%弱で 3 歳時では概ね 12%となっている。

(6) 療育機関（診断できる専門機関等）

①おしま地域療育センター石川診療所（社会福祉法人侑愛会）

《職員構成》（専門スタッフ）

- ・医師（小児科、精神科、整形外科）・・・3 人（常勤、非常勤）
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士・・・9 人（各 3 人）
- ・その他（心理士、看護師）・・・3 人（心 1 人看 2 人）

②はこだて療育・自立支援センター（医療型児童発達障害支援センターなど）

この施設は、市立障がい児・障がい者施設であった旧青柳学園・旧あおば学園・旧ともえ学園の 3 園を統合整備した施設であり、平成 24 年 4 月から供用開始した。

《職員構成》（関係スタッフ）

- ・医師（小児科、リハビリテーション科、精神科）・・・3 人（常勤 1 人[小児科精神科]嘱託医 2 人）
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士・・・7 人（理 3 人、作・言各 2 人）
- ・その他（心理士、看護師）・・・3 人（心 2 人、看 1 人）

③その他 小児科医院 3ヶ所、精神科医院 1ヶ所

(7) 支援センターなどの施設について

- ・医療型児童発達支援センター 1ヶ所
- ・児童発達支援センター 3ヶ所
- ・児童発達支援事業所 2ヶ所
- ・認可保育所・認可子ども園等（障害児を受け入れている保育園・幼稚園）
 - 認可保育所 4園
 - 認定こども園 26園
 - 幼稚園 3園
- ・特別支援学校（小学校）
37校（特別支援学級 76クラス）－市内小学校 46校
知的障がい→32クラス 自閉症・情緒→40クラス
肢体不自由→3クラス 病弱 →1クラス

(8) 平成 22 年度からの取り組みについて（障がい保健福祉課関係）

発達につまづきがあると思われる児童に対して児童のできることなど、現状についても適切な評価を行うとともに発達の重要に向けた効果的な取り組みを行うためのマネジメントを行う発達支援コーディネーターを児童が日常生活している保育園・幼稚園に配置している。

平成 22 年度には 20 箇所の保育園に実施し、平成 23 年度は、保育園 23 園・幼稚園 12 園で実施している。平成 24 年度以降は、スキルを高めるために発達支援コーディネーターのスキルアップ研修会を年 1 回開催するほか、事例検討会等を年 2 回開催し、処遇技術の向上を図っている。

(9) 職員体制

- ・障がい保健福祉課 相談支援担当 主査 1 名、係員 5 名
- ・亀田福祉課（支所） 介護・高齢・障がい相談窓口 主査 2 名、係員 7 名

亀田福祉課は、相談窓口で介護・高齢等の対応もしており、体制としては主査・係員が障がい保健福祉課の相談支援担当より職員が多くなっている。その中で、就学前の児童に関しては障がい保健福祉課で 1 名、亀田福祉課で 1 名が担当し、対応している。相談内容については、発達障がい児に対するサービスの種類に関することが多く、手帳や療育に関する内容もある。なお、相談件数の集計は取っていない。

(10) 効果と課題について

「ぱーそなるすけっち」は、幼稚園や保育園に配布して発達障がいのある子の家庭に対し配布し、また、障がい保健福祉課や亀田福祉課の窓口や子どもサービス課へ相談に来た方に対して配布している。活用することにより保護者が子どもの発達障がいに対する理解を深め、発達障がいの疑いのある児童を早期に発見し、適切な支援につなげ育成状況や保育等の情報を関係機関に何

度も説明する時間を省き、正確に正しい情報を伝えられる等の効果があり、今後も関係機関との連携や支援を強化していく必要性があると考えている。

3. 視察先対応者

函館市福祉事務所	障がい保健福祉課	課長	齋藤 利雄 様
		主査	菅原 弘之 様
		保健師	萬矢 福子 様
函館市議会事務局	議事調査課	課長	宮田 至 様
		主事	佐藤 悠気 様

4. まとめ

発達障がいへの理解と支援を進めるため、平成21年3月に小冊子「ぱーそなるすけっち」や障がいのある子の成長、発達を支援するために「療育カルテ」を作成し、1歳6ヶ月児、3歳児乳幼児健康診査時に配布し、早期に発見、早期に適切な支援が行えるよう実施しており、各支援機関等が互いに情報を共有しやすく、一貫・連続した支援や教育を行っている。また、療育機関や支援センターも機能している状況にある。

本市は、就学前の子どもに対して、幼児期の健康診査で発達面の確認を行っており、特に5歳児健康診査では、3歳児健康診査では発見されにくい軽度な発達に課題のある子どもの早期発見を行っているが、函館市が作成している「ぱーそなるすけっち」のように、発達障がいに関する理解と支援のための資料や冊子を、1歳児・3歳児・5歳児の健康診査の際に配布することも必要かと考える。

他市で実施している「子どもサポートファイル」も、「ぱーそなるすけっち」同様、障がい児や発達に特別な支援が必要なお子さんを対象にライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう、保護者と関係機関が情報を共有するためのツールもあるが、函館市の取り組みについて、先進地施策として検証を行い、長所については今後の参考にしてほしい。



市議会特別委員会室にて担当部署より説明を受ける



市議会入口前

青森県つがる市：市立図書館について

1. 視察目的

平成4年に誘致した「イオンモールつがる柏」内に、平成28年7月に市立図書館を開館するにあたり、運営主体を指定管理者とし、そこに至った経緯や運営内容等について視察し、本市のこれからの市立図書館運営の参考にするため選定した。

2. 視察事項

(1) イオンモールつがる柏に設置及び指定管理者決定の背景と経緯について

つがる市では、市立図書館の設置について「つがる市総合計画」において、「未来を担う人と文化を育むまちづくりのための文化施設」として位置づけ、同市初となる市立図書館の開館に関する検討を進めていた。

平成26年2月に、図書館部1,078平方メートル含む事業費約10億円とする「つがる市社会教育施設整備基本構想」（複合型施設）を策定したが、一時凍結した。

同年11月「イオンモールつがる柏」別館の活用について、㈱イオンモールと㈱図書館流通センターからの提案を受け、つがる市・つがる市教育委員会による検討の結果、正式にイオンモール別館へ市立図書館を開館することに決定した。また、決定するにあたって、事前に市民意向調査を実施しており、ショッピングセンターに市立図書館を設置することに賛成する方が約9割であった。

このことにより、運営については、より質の高いサービスを利用者に提供するため、平成28年3月に「つがる市立図書館」の指定管理者募集を開始し、株式会社図書館流通センターを指定管理者として決定した。

(2) つがる市立図書館基本構想の内容について

【基本理念】

すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展をうながすため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点である。

【コンセプト】

こころ豊かな人づくりと市民の豊かな暮らしを育む図書館

【ソフト整備のコンセプト】 つがる市に住み、そこで生きていく人のための図書館

第一の柱：仕事のくらしの役立つ図書館

第二の柱：人の成長・学びを支える図書館

第三の柱：文化を育む図書館

【ハード整備のコンセプト】 使う人にやさしい、やすらぎのある図書館

1. 環境にこだわった図書館

2. ユニバーサルデザインにこだわった図書館

3. 機能の複合化・統合化を考える

(3) つがる市立図書館施設概要について

延床面積：1,606 平方米

(セミナー・学習室・事務室含)

運営主体：指定管理者 (株)図書館流通センター

座席数：全体 185 席

(内セミナー学習室 45 席)

蔵書数：開館時 8 万冊 (最大 12 万冊収容)

開館時間：午前 10 時から午後 8 時まで

休館日：毎月最終月曜日

館内設備：WebiLis 図書館管理システム、

ゲート監視システム、自動貸出機 (2)、

書籍検索機 (2)、書籍消毒機、

貸出用タブレット (10)



つがる市立図書館内の様子

特徴：①回遊型レイアウト、カフェの併設等、本とふれあいやすく、居心地の良い空間を提供している。

②つがる市の基幹産業である農業をはじめ、就労を支援する資料の充実を図る。

③デジタル学習教材を導入し、小中学生向けの学習支援をする。

④自動貸出機、リライトカードを導入し、コンビニ感覚で利用できる。

⑤司書スタッフによる蔵書検索・相談業務 (レファレンスサービス) 等来館者のニーズに応える。

⑥市立図書館の開館する前は、ゲームセンターがテナントとして利用されており、床の加重に耐えられるよう本棚が低くなっている。

(4) 事業費について

(単位：千円)

事業名	契約者名	金額
図書館内装工事設計管理業務	(株)船場	7,668
指定管理委託料 (初年度)	(株)図書館流通センター	※46,000
什器備品購入	(株)弘前事務機器商会 つがる営業所	99,576
図書購入	TRCと契約	198,202
図書館内装工事	(株)箱田住宅工業	103,610
イオンモール(株)賃貸借 (月額)	(株)イオンモール	2,082
合計		457,138

※(株)図書館流通センターとの次年度からの指定管理料は、図書購入費含み 5,000 万円となる。

また、国・県の補助事業ではなく、合併特例債の約 4 億円で対応した。

(5) 利用者の状況について

登録者数： 9,900 人

利用者数： 20,000 人/月（割合：つがる市民 50%市外から 50%）、
開館約 1 年で来館者 30 万人達成。

貸出者数： 36,900 人（H29 年度 9 月末）

貸出数： 115,000 冊（平成 28 年度末）

(6) つがる市立図書館の特徴

（イオンモール内に市立図書館を開館することや指定管理委託したメリット）

- ・ 駐車場が広く、トイレの水廻りや建物の補修あるいは警備などの経費はかからない。
- ・ 隣接にカフェがあり、購入した飲み物を館内に持ち込むことが可能など気楽な雰囲気があり、利用しやすい。
- ・ 閉館時間が午後 8 時までであり、休館日も月に 1・2 回のため多くの方が利用できる。このことにより、テスト期間中の土日には、地元高校生が勉強をするため、午前 10 時の開館と同時に席を取りに来る。
- ・ 青森県内図書館共通利用券により、市内・市外関係なく利用できる。
- ・ タブレットの貸し出しをしており、小中学生向けの学習教材、ルーラル電子図書館、インターネット検索等が利用可能。
- ・ (株)図書館流通センターは、図書館内の職員に地元採用を 8 名採用しており、そのうち図書館司書は 3 名いる。

3. 視察先対応者

つがる市議会議員	副議長	平川	豊	様
社会教育文化課	課長補佐	渡辺	一晋	様
議会事務局	次長	秋田	俊	様
	主幹	野村	麻子	様
(株)図書館流通センター	業務責任者	山下	幸子	様
〃 東日本営業部	次長	久保	鉄也	様
	主任	太田	亮子	様

4. まとめ

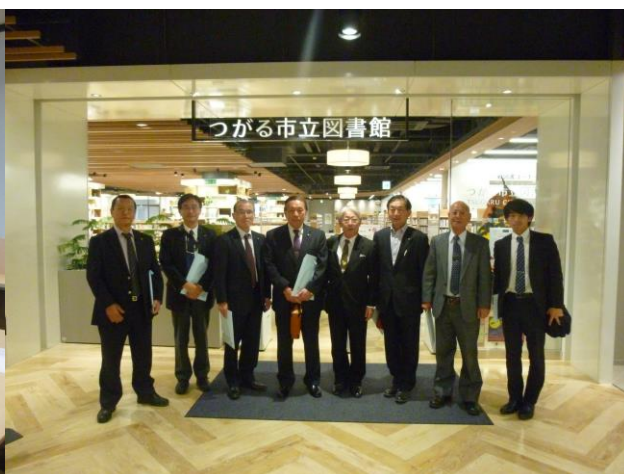
「つがる市社会教育施設整備基本構想」を策定し、複合型施設の中に計画されていた市立図書館が「イオンモールつがる柏」別館を活用し開館した。初年度の初期投資は約 476,000 千円となるが、駐車場が広く、トイレの水廻りや建物の補修あるいは警備などは貸主側の負担になることから建物に対する心配は軽減されるというメリットもあるが、イオンモールが撤退すれば、蔵書や備品はつがる市の財産だが、別の場所へ市立図書館を設置することになるデメリットもある。

つがる市には市立図書館が今までなかったことでノウハウがないことから公募によって指定管理者導入を図り、開館時間を長く、休館日も少なくすること小中学生向けにタブレットを用いた、デジタル学習教材を導入し、学習支援するなど多くの方に利用してもらえるよう取り組みをしている。

つがる市にとっては、いずれも初めての試みであり、まだ 1 年を経過したところで今後の動向は気になるところではある。本市においては、指定管理者の導入あるいは建物の老朽化に対する一般質問等が頻度化している状況にあり、今後、図書館の新築などの構想が講じたときには、先進地事例として参考にしたい。



セミナー室にて担当部署より説明を受ける



つがる市立図書館入口前

青森県青森市 清掃工場について

1. 視察目的

ごみ問題は全国のほとんどの自治体にとって主要政策の課題となっているのが現状と思われる。本市においても、処理施設の老朽化とそれに伴う維持修繕費の増加や突発的な故障による機能停止などや最終処分場の寿命化対応に苦慮していることが議会答弁などから推察できる。

そのような中、青森市清掃工場は平成 27 年 4 月から供用開始した最新施設であることから、視察を通して今後のごみ処理問題の参考にしたいと選定した。

2. 視察事項

(1) 工場用地選定と設置までの問題点について

青森市のごみ処理施設である梨の木清掃工場及び三内清掃工場は、供用開始から 30 年以上が経過し、施設の老朽化とそれに伴う維持修繕費の増加や突発的な故障による機能停止などが懸念され、両清掃工場に代わる新ごみ処理施設の早期の供用開始が望まれる状況にあった。このことから、平成 19 年 1 月に「東青地域循環型社会形成推進地域計画」を策定し、平成 27 年 4 月の供用開始に向け事業を進めることになる。

新ごみ処理施設の建設候補地については、青森市ごみ処理施設検討委員会において、複数個所を候補にあげ、環境面および財政面について検討した結果、最終処分場に隣接して建設することが、将来を見据えた廃棄物処理の効率的運用が図られ、もっともメリットがある等の理由により、現最終処分場西側隣接地が適地とされた。

事業を進めるにあたっては、大気・騒音・振動・水質等についての環境保全対策及び騒音、地下水（水位）・陸生植物、陸生動物・水生動物・景観・温室効果ガスについての環境保全措置を確実に実施し、工事中、供用時に環境に影響が生じた場合、また、そのおそれがある場合には速やかに対策を講じ、環境の保全に万全を期すこととし、事後調査の必要性を検討した結果「陸生動物」については供用開始後 3 年間調査を行う。

(2) 事業方式について

新ごみ処理施設の建設及び運営・維持管理には、多額の財政支出が予想され、従来の公設公営ではなく、低廉で良質なサービスの提供が可能と考えられる方式を導入する検討が必要であり、近年の公共事業では、民間活力の導入による官民パートナーシップに基づいた様々な P F I 的事業方式が用いられている状況にある。このことから、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」の趣旨に基づいた P F I 等の事業方式で実施することを検討することとし、平成 19 年度に「P F I 等導入可能性調査」を実施したところ、D B O 方式（設計・建設・維持管理・運営を一体とした方式）といわれる公設民営方式で行うことが最も効果的であり、望ましい方式であるとされ、事業を進めることになる。

(3) 施設について

この工場には、青森市のほか近隣の平内町・今別町・蓬田村から出るごみを受け入れ、可燃ごみは1日あたり300トンの処理能力であり、毎日24時間体制で稼働している。また、不燃ごみは1日あたり39.8トンの能力で処理し、鉄・アルミを回収している。なお、2町1村の施設建設の負担金は無く、ごみ処理1トンあたりの単価を設定し、処理量分に対して負担金を納めている。

工場建物は、可燃ごみ処理施設、破碎選別処理施設、管理棟、ストックヤードが一体となった工場棟となっており、可燃ごみを燃やす「ガス化炉」、焼却灰を溶かす「熔融炉」、不燃物や粗大ごみを処理する「破碎机」を備えている。さらに、ごみの焼却熱を利用する蒸気タービン発電と太陽光発電により施設内で使用する電力をまかない、それ以外の余剰電力については電力会社に売却しているなど、自然環境へ配慮しながら、資源循環型社会の一翼を担って、最新のごみ処理システムで長期にわたり安定したごみ処理を行っている。

(4) 事業者選定方法と結果について

事業者選定方法は、総合評価一般競争入札とし、外部有識者による事業者選定委員会で審査した結果、応募者数6社のうち「三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社東北支店」を最優秀提案者と決定した。

その後、「三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社」が設計・施工し、100%出資した子会社「青森エコクリエーション株式会社」が、平成27年4月から平成47年3月までの20年間運營業務（運転、点検、検査、補修及び更新）を行うこととなる。

指定管理委託を20年間とした理由は、一般的に施設の耐用年数が約20年間と言われており、この施設も30年間使用することを考え、20年以降経過した施設は、修繕及び補修が多くなることなど考慮した結果で、残りの10年間については、今後検討していくことになっている。

(5) 施設の概要について

建設費用：11,819,850千円（国庫補助金3割・起債6割・一般財源1割）

敷地面積：51,000平方メートル

延床面積：16,972平方メートル

建築面積：8,008平方メートル

建築構造：地下1階、地上6階、建物高さ30m、鉄骨鉄筋コンクリート造、煙突59m

処理対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、下水汚泥、し尿汚泥等

処理能力：可燃ごみ処理施設 流動床式ガス化熔融炉方式 300トン/日(150トン/日×2基)
破碎選別処理施設 一次・二次破碎選別方式 39.8トン/日(5時間/日)

主要発電設備：

[ボイラー・タービン発電設備]

ボイラ：自然循環式ボイラ×2基

蒸気タービン発電機：二段抽気復水式×1基

[太陽光発電設備]

設置面積：約 16,000 平方メートル

太陽電池モジュール種類：多結晶シリコン

モジュール（パネル）数：3,066 枚

（6）ごみの受け入れ等について

- ・分別、収集方法については本市と同じ
- ・家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみすべて無料（自営業者から出るごみは全て 10 キロ/100 円）
- ・家庭ごみを自分で運搬することができない場合、収集運搬業者に依頼して搬入する場合収集運搬料金が別途発生する。
- ・リサイクルできる古紙類は、ごみの減量化・資源化のため古紙回収業者等に引き渡し、リサイクルするようお願いをしている。

（7）ごみの減量について

- ・清掃カレンダー、パンフレット配布
- ・広報、ホームページ、施設見学
- ・生ごみコンポスト容器の普及・助成

（8）供用開始から 2 年経過後の成果と課題について

- ・供用開始後に数回のトラブルがあり、当初計画の処理量が見込めなくなった。そのため、浪岡町分は従来通りで処理した。
- ・DBO（公設民営）方式を導入したことにより、運営事業者と建設事業者の密接な関係が保たれ、修繕・補修等の対応が速い。

（9）施設見学について

青森市清掃工場では、プラットホームやごみピット、中央制御室、ごみクレーン操作室を見学することができ、市民のごみに対する関心を高めるとともに、子どもたちの社会科教材の場にもなっている。また、ごみ処理の仕組みを紹介する展示物や発電体験コーナーを備えており、魔法の床で電気を作ろうということで、30 秒間足踏みをした委員もいたが、豆電球もつけられないとの説明に苦笑していた。



見学者ホール（体験コーナー）

3. 視察先対応者

青森市環境部清掃管理課 副参事兼清掃工場長 千葉 大 様
主査 松谷 文人 様
青森エコクリエーション(株) 代表取締役社長 倉西 実 様

4. まとめ

青森市は人口約 29 万人(平成 28 年 4 月現在)で、そこから出されるごみの量は、可燃物 92,269 トン/年、不燃物 13,548 トン/年、粗大ごみ 443 トン/年、資源物 12,506 トン/年であり、従来のごみ処理施設 2 工場で処理していたが、供用開始から 30 年以上経過し、両工場に代わる新ごみ処理施設の早期の供用開始が望まれる状況にあったことから、平成 27 年 4 月に青森市清掃工場を供用開始した。

事業実施にいたるまでに環境影響評価や地元説明会を何回も行い、地域住民の理解と協力を得ることができ、供用開始後にも年に 1 回、周辺町会等で構成する委員会を開催し、清掃工場の維持管理状況等の報告や情報交換を行い、施設の適切な運営を図ることとしている。

翻って本市の清掃センターも稼働から 30 年経過し、ここ数年の間に 1 号炉、2 号炉等の改修を行っているが、年々工事費が高騰してきている。本市では、環境省の方針に則り、清掃センター廃棄物処理施設長寿命化計画を作成し次の耐用年数を迎える。その後の新改築をするような場合には、先進地青森市清掃工場も参考の一つになると考える。



会議室にて担当部署より説明を受ける

青森市清掃工場入口前

以上の通り報告します。

平成 29 年 12 月 22 日

教務厚生常任委員会

委員長 橋本 新一

副委員長 丸山 保

委員 湯井 廣志

窪田 行隆

茂木 光雄

針谷 賢一

隅田川徳一